

掲示

管理組合広報

(平成16年度 第23号)

告知看板の破損・持ち去り等
不法行為を見つけたら、
110番、警察に通報しましょう。

昨年12月、ネコへのエサやり禁止・ペットの散歩禁止を告知する立て看板を設置したところ、その内の2つが何者かによって深夜持ち去られ、スプレーで文字が消されるなどして、京浜運河沿いの公道、八潮駐車場の側溝に捨てられているのが見つかりました。

管理組合では、当件を水上警察に届け、パトロールの強化等を依頼しましたが、警察からは、そのような行為を目撃した時には、直ちに110番通報するよう指導を受けております。

敷地内の消火施設、外灯、植栽、その他共有物・施設への悪戯、損傷、持ち去り、また、ゴミの不法投棄など、不法行為を目撃されましたら、まず、110番通報され、不法者の摘発・再犯防止にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、近時、放火事件がマスゴミをにぎわしております。古新聞・雑誌類等可燃物を廊下・ホールに放置されますと、放火を誘引することもありますので、ご注意されますよう、お願いいたします。

管理共有物の保全、不法行為・犯罪の防止に、
皆様のご協力を。